

◎新潟県告示第703号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、新潟県知事印のうち消防法（昭和23年法律第186号）に基づく免状に使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始する。

なお、消防法による専用公印（平成12年3月新潟県告示第483号）は、平成25年5月9日限りで廃止する。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 使用範囲

消防法第13条の2の規定による危険物取扱者免状並びに同法第17条の6及び第17条の7の規定による消防設備士免状

2 使用開始年月日

平成25年5月10日

3 印影

(1) 免状のうち証印欄を除く部分に使用するもの



(2) 免状のうち証印欄に使用するもの



4 設置場所

防災局消防課